

## 第3号議案

## 関西広域連合附属機関設置条例等の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合附属機関設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月2日提出

関西広域連合長 井戸敏三

## 関西広域連合条例第 号

関西広域連合附属機関設置条例等の一部を改正する条例

(関西広域連合附属機関設置条例の一部改正)

第1条 関西広域連合附属機関設置条例(平成23年関西広域連合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

関西広域連合毒物劇物取扱者試験委員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験の実施に関する事務
関西広域連合登録販売者試験委員	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項の規定による登録販売者試験の実施に関する事務

(関西広域連合手数料条例の一部改正)

第2条 関西広域連合手数料条例(平成24年関西広域連合条例第2号)の一部を次のように改正する。  
別表製菓衛生師法関係の部に次のように加える。

毒物及び劇物取締法関係	毒物劇物取扱者試験手数料	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の実施	10,300円
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係	登録販売者試験手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項の規定に基づく登録販売者試験の実施	12,800円

(関西広域連合資格試験等基金条例の一部改正)

第3条 関西広域連合資格試験等基金条例(平成28年関西広域連合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び製菓衛生師」を「、製菓衛生師、毒物劇物取扱責任者及び登録販売者」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。